

リーガルプロテクション

教職員賠償責任保険

専門的業務賠償責任保険普通保険約款 + 教職員特約条項 + 初期対応・訴訟対応費用担保特約条項(教職員特約条項用)
+ 被保険者に関する特約条項 + 保険料に関する規定の変更特約条項 + 教職員間訴訟免責特約条項



教職員賠償責任保険なら...

ご退職後5年間安心です。

保険期間中に教職員等でなくなった場合であっても、保険期間の末日から5年以内に損害賠償請求、不当利得返還請求、住民訴訟による提訴請求を受けた場合には、保険金支払対象となります。但し、保険期間末日までに保険契約から脱退された場合を除きます。

初年度契約の保険期間の初日より前に行われた事案も対象です。

但し、保険期間の初日の時点で被保険者に対して損害賠償請求等がなされるおそれを被保険者が知っていた場合は、補償の対象外となります。

自動継続のご案内

現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までに、ご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度のパンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。なお、教職員を退職される場合は、脱退のお手続きが必要となります。(※保険期間の途中で脱退することはできません。)

この保険は岐阜県学校生活協同組合を保険契約者としその組合員を被保険者とする教職員賠償責任保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は岐阜県学校生活協同組合が有します。

法律上の損害賠償金および争訟費用の備えを!

いじめや校内暴力、授業中の事故等について、教職員等がその職務の遂行について損害賠償請求等を受けるケースがあります。万一皆様が損害賠償請求等をなされた場合は、応訴に要する弁護士費用等の争訟費用や、法律上の損害賠償金を個人で負担しなければならない可能性があります。

● 教職員を取り巻く訴訟リスク

教職員の方は、たとえば、下記の事例のような請求がなされた場合、弁護士費用や損害賠償金を個人で負担しなければならないリスクを負っています。

弁護士費用 訴訟に関して弁護士へ支払うべき費用

損害賠償金 訴訟の結果、敗訴した場合に支払う法律上の損害賠償金 等

■ 民事訴訟

- 【事例】 ●同級生によってケガを負わされた生徒とその保護者が、担当教員に対して、注意義務違反があったとして損害賠償請求訴訟を提起した。
- クラブ活動の練習中に死亡した学生の親族が、顧問の教員に指導上の過失があったとして損害賠償請求訴訟を提起した。

■ 住民訴訟

この保険で対象となる住民訴訟は、地方自治法第242条の2第1項第4号の規定に基づく住民からの請求です。地方公務員である教職員は、その行為に起因して住民訴訟が地方公共団体に対して提起される可能性があります。

- 【事例】 ●プールの給水口の閉め忘れによって、あふれ出た水が無駄になったとして、住民が、その水道料金額についての損害賠償を求める住民訴訟を提起した。

● こんなときに保険金をお支払いします

【争訟費用(弁護士費用)のお支払い例】

※言いがかり的な訴訟により教職員が訴えられ、結果的に法律上の損害賠償責任が教職員個人に生じなかった場合でも、補償の対象となります。

【A校長の事例】

- 小学校の児童同士がふざけて、児童が怪我をした。
- 学校の監督責任を問われて校長および自治体が訴えられた。
- 弁護士が対応。国家賠償法の観点から、校長個人には責任が生じないという理論構成で対応。その後校長の分のみは訴えが取り下げられた。
- 弁護士費用のみ保険金支払い。約60万円。

【B教諭の事例】

- 中学校の進学指導で生徒に高校進学につき私立X高校の受験を勧めて、X高校に合格した。
- 数年後、親から「公立高校のY高校に進学させれば学費も安く済んだのに、進学指導は間違っていた」と申し入れがあり、調停で対応した。
- 弁護士費用のみ保険金支払い。約40万円。

● 募集要綱

ご加入対象者

岐阜県学校生活協同組合の組合員である教職員等(*1、*2)

*1 学校教育法に定める校長および教員、部活動を指導する教育関係の職員、学校事務職員(学校に勤務する行政職員を含みます)、学校用務員(学校に勤務する技能職員を含みます)をいいます。

*2 教職員等を退職された方はご加入いただけません。再任用の場合は、岐阜県学校生活協へご連絡いただき、所定のお手続きをお願いします。

保険料等について

2021年7月2日(金)に岐阜県教職員事務センターにて口座引き落としをさせていただきます。

保険期間

2021年4月1日午後4時～
2022年4月1日午後4時まで(1年間)

募集期間

2021年1月6日(水)～3月24日(水)

年間保険料等

6,080円 ※左記は、保険契約の保険料5,880円と制度運営費(200円)の合計額です。

※上記の保険料は、ご加入者数が1,000名以上の場合の保険料です。ご加入者数が1,000名を下回った場合には、保険料の引き上げまたは支払限度額の引き下げ等の変更をさせていただきますので、予めご了承ください。詳細につきましては、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

● お支払いする保険金の種類・補償(支払)限度額

保険金をお支払いする場合

教職員賠償責任保険は、被保険者(補償を受けることができる方:本保険にご加入いただいた教職員等の方々)が教職員等業務(*1)の遂行に起因し、下記①~③いずれかの請求を受けた場合において、争訟費用(弁護士費用等)、訴訟対応費用(応訴に必要な文書の作成費用等)または法律上の損害賠償金を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。また、教職員等業務につき行った行為に伴い、他人の身体の障害等が発生した場合の初期対応費用もお支払いの対象となります。保険期間中に日本国内において次のいずれかの請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。

①損害賠償請求(*2)

被保険者が遂行する教職員等業務につき行った行為(不作為を含みます。以下同様とします。)に起因して被保険者に対してなされた損害賠償請求

②不当利得返還請求(*3)

被保険者が遂行する教職員等業務につき行った行為または受領した給付に起因して被保険者に対してなされた返還請求

(地方公務員である教職員等の場合)③住民訴訟による提訴請求

地方自治法242条の2第1項第4号の規定により被保険者に対して損害賠償請求または不当利得返還請求を行うことを住民が被保険者の所属する地方公共団体の執行機関または職員に対して求める請求

(*1)教職員等業務とは次の業務をいいます。

①教育基本法に規定する教育の目的を実現するために教職員等が行う業務。課外活動を含みます。

②学校事務職員として行う業務

③学校用務員として行う業務

(*2)損害賠償請求については、争訟費用および法律上の損害賠償金が補償の対象となります。

(*3)不当利得返還請求については、争訟費用のみが対象となり、敗訴した場合の「返還金」は対象となりませんので、ご注意ください。

《ご退職後》

被保険者が保険期間中に教職員等でなくなった場合であっても、保険期間の末日から5年以内に上記①から③の請求を受けたときは、保険金支払の対象となります。ただし、保険期間末日までに保険契約から脱退された場合を除きます。

お支払いする保険金の種類

次のような損害賠償金、争訟費用や諸費用等をお支払いします。

争訟費用

(請求に関する訴訟費用・弁護士費用等)

法律上の損害賠償金

(ただし、不当利得返還金、税金、罰金、科料、過料、課徴金、特別の約定等により加重された賠償金等、補償の対象とならないものもございますのでご注意ください。)

1被保険者あたり
1請求・保険期間中
(支払限度額(合算))

5,000万円

いずれも、支出前や賠償責任の承認前に引受保険会社の書面による同意が必要となりますのでご注意ください。

初期対応費用

1被保険者あたり1事故

(支払限度額) **50万円**

(他人の身体障害の見舞金・見舞品購入費用は被害者1名あたり3万円限度)

被保険者が遂行する教職員等業務につき行った行為に伴って、事故(※)が発生した場合に、被保険者がその事故について初期対応を行うために支出した以下のような費用(その金額および使途が社会通念上妥当と認められるものに限り)。)

●事故現場の保存費用、事故状況の調査・記録費用、写真撮影費用、事故原因の調査費用
●事故現場の取り片付け費用 ●被保険者が事故現場、身体の障害を被った方の自宅または入院している医療施設に行くために必要な交通費・宿泊費などの費用 ●通信費 ●身体の障害を被った方に対する見舞金(香典を含みます。)または見舞品の購入費用 等(詳細はお問い合わせください。)

(※)「事故」とは、次のアからエまでのいずれかの事由をいいます。

ア.他人の身体の障害

イ.他人の財物の損壊等(滅失、破損、汚損、紛失、盗取または詐取)

ウ.人格権の侵害(他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害)の原因となると思われる不当行為(不当な身体拘束、口頭・文書または図面等による表示、秘密の漏えい)

エ.教職員等が行った児童・生徒・学生に対する法的処分もしくは事実行為としての懲戒または調査書等の学業成績の表示。ただし、児童・生徒・学生またはその扶養者の経済的損害の原因となると認められるものに限り。

訴訟対応費用

1被保険者あたり1請求

(支払限度額) **50万円**

損害賠償請求、不当利得の返還請求または住民訴訟による提訴請求の訴えが提起された場合に、被保険者が応訴のために支出した次の費用(その金額および使途が社会通念上妥当と認められるものに限り)。

●交通費または宿泊費 ●事故の再現実験費用 ●意見書・鑑定書の作成費用
●相手方当事者または裁判所に提供する文書の作成費用

保険金のお支払い方法

保険金のお支払い方法は、次のとおりです。

【争訟費用、損害賠償金】

被保険者ごとに、次のとおり算出された金額をお支払いします。ただし、ご加入された支払限度額がお支払いの限度となります。

お支払いする保険金

=

①争訟費用

+

②法律上の損害賠償金

【初期対応費用・訴訟対応費用】

被保険者ごとに、ご加入された支払限度額を限度にお支払いします。

● ご加入のお手続き

■同封の加入依頼書に必要事項をご記入・ご署名の上、岐阜県学校生協までFAX
又はご送付ください。

■2021年3月24日(水)必着

保険金をお支払いしない主な場合

①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動②地震、噴火、洪水、高潮または津波③核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故（ただし、医学的・産業的な利用に供される放射性同位元素が、法令に従って使用・貯蔵・運搬されている間に生じた原子核反応、原子核の崩壊・分裂による損害を除きます。）④被保険者の犯罪行為（過失犯を除きます。）⑤公序良俗に反する行為または給付⑥学校の設置者、他の被保険者または教職員等からなされ、またはこれらの者が関与してなされた請求（求償を含みます。）ただし、次のいずれかの場合を除きます。ア、その請求以外に被保険者とこれらの者との間に利害関係がないと判断される場合 イ、学校の設置者が住民訴訟による提訴請求の結果として被保険者に対して請求（求償を含みます。）を行う場合 ウ、学校の設置者が国家賠償法第1条第2項に基づいて被保険者に対して求償権を行使する場合⑦自動車、原動機付自転車、航空機または施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）⑧動物の所有、使用または管理⑨法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為⑩職員の募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的または不利益な取扱い⑪保険証券記載の遡

及日（平成25年8月1日）より前に学校の設置者に対して提起されていた訴訟の中で申し立てられていた事実と同一または関連する事実起因する請求⑫この保険契約の保険期間の初日において、被保険者に対する請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）に、その状況の原因となった行為に起因する一連の請求⑬この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていた請求の中で申し立てられていた事実起因する一連の請求⑭医療行為等法令により特定の有資格者以外を行うことが禁じられている所定の行為に起因する請求⑮日本国外で発生した他人の損害（ただし、教職員等が生徒・学生を引率して行う修学旅行等の学校行事において一時的に日本国外で遂行された教職員等業務に起因する損害を除きます。）等

※なお、④⑤⑧⑨の免責については、これらの事由・行為が実際に生じまたは行われたと認められる場合に適用されるものとし、適用の判断は、被保険者ごとに行われるものとします。⑥⑩～⑬の免責については、これらの事由または行為が実際に生じまたは行われたと認められる場合に限り適用され、それらがあつたとの申立てがある場合には、保険金をお支払いできません。

もし事故が起きたときは

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、請求者の氏名、最初に請求を知ったときの状況、申し立てられている行為、原因となる事実その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、ご契約者または被保険者が保険期間中に被保険者に対して請求がなされるおそれのある状況（請求がなされることが合理的に予想される状況に限り）を知った場合は、その状況ならびにその原因となる事実・行為等について、遅滞なく引受保険会社に通知いただくことで、通知された事実または行為に起因して請求がなされた場合は、通知の時に請求があつたものとみなします。保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。※加入内容変更をいただいでから1ヶ月以内の保険金請求のご連絡をいただいた場合には念のため、連絡先の担当者に対する旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

〈示談交渉サービスは行いません〉

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、保

険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身で示談交渉を進めていただくこととなりますのでご注意ください。なお、引受保険会社の同意を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

〈保険金請求の際のご注意〉

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に対するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被害者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

ご加入にあたってのご注意

●告知義務

加入依頼書に★または☆が付された事項はご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。代理店には告知受領権があります。

●通知義務

ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合はその内容を、被保険者が教職員等でなくなった場合はその日を、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。

●重大事由による解除について

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ①ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ②ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があつた場合等

●加入者証

募集期間が切れて、1ヶ月経過しても加入者証が届かない場合は、引受保険会社までご照会ください。加入者証は募集期間が切れて1ヶ月以内にお届けします。加入者証が到着するまでの間、当パンフレットや加入依頼書控等の加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、パンフレット記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

加入者証は加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、加入内容が正しいかどうかをご確認ください。なお、パンフレットには、ご契約上の大切なことが記載されていますので、ご一読の上、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

このパンフレットは教職員賠償責任保険の概要をご紹介します。教職員賠償責任保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししております保険約款および付帯される特約条項をご確認ください。保険約款等内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく取扱代理店または引受保険会社までお問合せください。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始は休業とさせていただきます。）

お問い合わせ先

<取扱幹事代理店>

岐阜県学校生活協同組合

〒500-8268 岐阜市茜部菱野4-103

TEL:058-272-9516 FAX:058-272-9515

<取扱非幹事代理店(募集担当代理店)>

<引受保険会社>

【補償内容に関するお問い合わせ】

東京海上日動火災保険株式会社 担当課：岐阜支店営業課

〒500-8671

岐阜市金町6-4 岐阜東京海上日動ビルディング6階

TEL:058-264-5181 FAX:058-264-5182

2020年11月作成 20-T03777